

(資料2)

令和8年度SNSによる地域の魅力発信業務委託
仕様書

1 委託の名称

令和8年度SNSによる地域の魅力発信業務委託

2 業務の目的

秋田県（以下「県」という。）は、人口減少下において、若年層と地域との継続的な交流を創出し、関係人口の拡大を図るため、「令和8年度SNSによる地域の魅力発信業務」（以下「本業務」という。）を実施する。

本業務は、秋田県内及び首都圏（1都3県：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の若年層を対象に、地域活動や交流の様子を伝えるSNS広告を実施し、地域の魅力を発信するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）までとする。

4 業務内容

本業務を県から受託する者（以下「受託者」という。）は、次の（1）（2）の業務を行うこと。

（1）動画制作

受託者は、次のとおりSNS広告用の動画を制作すること。

①動画の仕様

- ・Instagram用のショート動画を計3本制作するものとする。
- ・動画1本当たりの再生時間数は、30秒から1分程度とする。
- ・ターゲットとする若年層（20代）に訴求力のある内容となるよう、必要に応じ、構成、出演者、音声、テロップ等に工夫を施すものとする。
- ・制作に当たっては、県と打合せの上、必要な修正を行うものとする。

②撮影

- ・撮影は、「地域運営組織（RMO）」（「南外さいかい市」等）における活動の様子や、県が実施する「ふるさとミライカレッジ推進事業」（湯沢市・五城目町で実施）における地域と大学生との交流の様子について、3地域を選定して行うものとする。具体的な撮影地域については、事業の趣旨を踏まえながら、県と受託者とが協議して選定するものとする。

- ・撮影時期は、地域における活動時期を踏まえ、県と受託者とが協議して決定するものとする。
- ・撮影に当たり、受託者は事前に、県に対して動画の構成や完成イメージを画像等で示すこと。

【参考】

- ▶ 「地域運営組織（RMO）」については、次のウェブページを参照。
県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」（コンテンツ番号 91012）
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/91012>)
- ▶ 「南外さいかい市」（大仙市）については、次のウェブページを参照。
大仙市ウェブサイト（コンテンツ番号 1615）
(<https://www.city.daisen.lg.jp/archive/contents-10610>)
- ▶ 「ふるさとミライカレッジ推進事業」（秋田発・地域づくりワークキャンプ）については、次のウェブページを参照。
県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」（コンテンツ番号 91014）
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/92104>)
※令和 8 年度の「ふるさとミライカレッジ推進事業」は、昨年度と同様に湯沢市と五城目町において、令和 8 年 8 月～10 月頃に実施する予定。

(2) Instagram 広告

受託者は、次のとおり Instagram 広告を実施すること。

①使用する媒体・種類

Instagram 動画広告を実施するものとする。

②広告の誘導先

県人口戦略部地域づくり推進課が運用する Instagram アカウントとする。

ただし、県と受託者で打合せの上、より効果的な手法として双方が合意した場合には、誘導先は変更となる場合がある。

③広告のターゲット

県内在住の 20 代（約 58,000 人）、秋田に興味・関心をもつ（Instagram 検索等により抽出する）首都圏在住の 20 代とする。

④出稿回数

動画制作（計 3 本以上）に合わせ、年 3 回以上出稿するものとする。

⑤目標設定

本業務（計 3 回以上出稿）の実施に当たっては、Instagram 広告の広告表示回数（インプレッション数）を、県内在住の 20 代に 140,000 回以上、首都圏在住の 20 代に 140,000 回以上の計 280,000 回以上を達成することを目標とし、実施するものとする。

⑥効果測定

インプレッション数やクリック数、リーチ数等の集計・分析したレポートを、出稿ごとに県に提出するものとする。

(3) 動画撮影等に関する県へのアドバイス

受託者は、動画を制作する上で必要な知識（動画撮影・編集の仕方、コツ等）について、本業務を担当する県職員（1～3名程度）へアドバイスすること。

(4) 独自提案

受託者は、本業務の目的を達成するために有効であると考えられ、委託金額（上限）の範囲内で実施可能なことがある場合は、提案して差し支えないものとする。

5 成果品

受託者は、次のとおり成果品を県に提出すること。

- ・ 4（1）の動画について、受託者は、動画の制作の都度、完成後10日以内にmp4形式で県に提出するものとする。
- ・ 4（2）のInstagram広告について、受託者は、SNS広告の実施の都度、配信終了後10日以内に、実施状況や分析結果、評価を分かりやすく解説を記載した運用報告書を県に提出するものとする。

6 その他

- ・ 受託者は、県と十分に話し合っ、業務を進めるものとする。
- ・ 業務は、受託者自らが実施することを原則とするが、やむを得ない場合は再委託を認めるものとする。ただし、その場合、受託者はあらかじめ、再委託する業務内容、再委託先、再委託金額、再委託する理由を明確にし、県の承認を得なければならないものとする。
- ・ 動画の撮影・編集に伴い必要となる肖像権や著作権などの権利関係の対処、出演者や機材・消耗品等の手配、その他動画の撮影・編集に伴い必要となる事務は、関係者への説明や手続、経費の支払い等を含め、受託者が行うものとする。
- ・ 本業務の成果品に係る著作権は、全て県に帰属するものとする。また、受託者は、著作人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- ・ 受託者は、本業務の実施を証明する書類やデータを、事業を終了した年度の翌年度から5年間保存するものとする。
- ・ 本仕様に定めのない事項や業務上の疑義が生じた場合は、県と受託者とが協議の上、業務を進めるものとする。